

平成27年第3回美祢市議会定例会会議録（その1）

平成27年8月31日（月曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田 淳 司	議会事務局長	野 尻 登志枝
議会事務局係	大塚 享	議会事務局係	

5. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	村田 弘 司	副 市 長	篠田 洋 司
総務部長	田辺 剛	総合政策部長	藤澤 和 昭
市民福祉部長	三浦 洋 介	建設経済部長	西田 良 平
総合観光部長	奥田 源 良	美東総合支所長	倉重 郁 二
秋芳総合支所長	浜口 賢 真	総務部次長	大野 義 昭
総務部長	竹内 正 夫	市民福祉部次長	杉原 功 一
財政課長		市民福祉部高齢福祉課長	河村 充 展
市民福祉部地域福祉課長	福田 泰 嗣	総合観光部観光総務課長	繁田 誠
総合観光部次長	綿谷 敦 朗	病院事業者	高橋 睦 夫
教 育 長	永富 康 文	代表監査委員	三好 輝 廣
上下水道事業者	波佐間 敏	消 防 長	松 永 潤
上下水道局長	松野 哲 治		

教育委員会
事務局 局長
会計管理者
監査委員
事務局 局長

山田悦子
久保毅
小田正幸

病院事業局
管理部 局長
上下水道局
管下業務課
上水水道局長
施設課

金子彰
三戸昌子
矢田部繁範

6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 9号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 4 議案第 65号 平成26年度美祢市水道事業剰余金の処分について
- 日程第 5 議案第 66号 平成26年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 67号 平成26年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について
- 日程第 7 議案第 68号 平成26年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 69号 平成26年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 70号 平成27年度美祢市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第 71号 平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 72号 美祢市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 73号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 74号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 75号 美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 76号 美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 77号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、平成27年第3回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは報告第9号及び議案第65号から議案第77号までの計14件、監査委員から美祢市公営企業会計決算審査意見書でございます。

事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表でございます。

本日、机場に配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、坪井康男議員、俵薫議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月18日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付しております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。村田市長。

○市長（村田弘司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案の説明に先立ちまして、このたび、8月25日に県下を襲いました台風15号により発生をいたしました被害の状況について、御報告をいたしたいと思っております。

まずもって、このたびの台風によりまして、被害を受けられました市民の皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、25日昼前に美祢市に最接近いたしました台風15号は、本市におきまして、過去最高の値となります時間雨量98ミリを観測いたしまして、最大瞬間風速約30メートルを記録するなど、各地で猛烈な雨や暴風に見舞われたところであります。

本市の体制といたしましては、24日17時13分——ですから、午後5時13分に——大雨洪水注意報の発表を受け、総務課防災危機管理室が第1警戒体制に入り、その後、21時40分に暴風警報、日付が変わり25日早朝ですが、朝の4時50分に大雨洪水警報が発表されたことから、第2次警戒体制に移行し、警戒を強化してまいりました。

その後、次第に風雨が強まり、8時40分に本市に土砂災害警戒情報が発表され、災害が発生する危険性が非常に高まったことから、私、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、何よりも人命第一の対策をとるよう各部署に指示を出したところであります。

その間、告知放送や安全・安心メールを通じて、台風に関する最新情報や注意喚起を繰り返し周知するとともに、職員や消防団の方々による巡回を強化し、被害が予想される家屋に土のうを設置するなどの応急対策を実施したところであります。

また、避難に関しても、各公民館や学校など市内44施設を避難所として開設し、速やかに避難者を受け入れる体制を整えたところであります。

特に、土砂災害の危険性が高まった於福町宗済地区11世帯に対しましては、避難勧告をしたところでありますが、最終的には、自主避難も含め市内全域で13世帯21人の方が7施設に避難されたところであります。

それでは、詳細な被害の状況についてではありますが、数値につきましては、現時点のものであることを御了承願いたいと思います。

まず、人的被害でございしますが、これほどの猛烈な雨や暴風に見舞われたにもかかわらず、人的被害が発生しなかったことにつきましては、市長といたしまして、本当に安堵してるところであります。これは、5年前の22年豪雨災害の教訓により、自助、共助、公助がバランスよく機能したことによるものと考えております。

家屋につきましては、床上浸水が於福町西寺で1件、床下浸水が伊佐町上南横町

ほかで15件発生しております。

停電につきましては、市内ほぼ全域で発生しており、全体で約4,800戸、復旧につきましては、大部分が25日のうちに復旧しておりますが、一部、秋芳町別府地区を中心に翌日の昼に及んだところがありました。

なお、停電に伴い、未給水地域、主に美東町赤郷地区において、飲料水の確保が困難な世帯が発生したことから、対象世帯115戸に6リットル入りの飲料水を各2袋配布いたしました。

また、停電により断水いたしました秋芳町別府地区474世帯につきましては、給水車により対応をいたしております。

次に、家屋以外の物的被害では、土木被害が29件。内訳は道路21件、河川で8件で、被害総額は、概算ではありますけれども、1億1,500万円となっております。

農林被害につきましては、農作物等の被害の概況が面積1,950ヘクタールで、被害額730万円。その他、農地災害18件、農業施設災害30件、林道災害5件、治山災害5件で、概算被害額は4,900万円となっております。

終わりに、このたびの災害に当たりまして、各方面から御協力いただきましたことに改めて御礼を申し上げるとともに、1日も早く災害復旧に取り組んでまいる所存でありますので、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を心よりお願いを申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 日程第3、報告第9号から日程第16、議案第77号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 本日、平成27年第3回美祢市議会定例会に提出いたしました報告1件と議案13件について、御説明を申し上げます。

報告第9号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、平成27年3月9日、大嶺町東分地内において、市所有の自動車が停車中の自動車に追突し、破損させた公務上の事故により損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基

づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第65号は、平成26年度美祢市水道事業会計の剰余金処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

平成26年度の美祢市水道事業会計決算は、新たな新会計基準に基づく決算であります。

平成26年度から施行になった新会計基準では、補助金等により取得した固定資産の償却制度が変更されたことから、その移行処理額9億4,378万3,457円をその他未処分利益剰余金変動額として計上することから、当年度純利益7,835万568円と前年度繰越利益剰余金1,426万3,738円を合せた当年度未処分利益剰余金は、10億3,639万7,763円になります。

平成26年度の剰余金処分については、当年度未処分利益剰余金のうち、その他未処分利益剰余金変動額9億4,378万3,457円を資本金に組み入れ、この処分による残余の9,261万4,306円を繰越利益剰余金とするものであります。

議案第66号は、平成26年度美祢市水道事業会計決算についてであります。

水道事業は、市民の日常生活や都市機能の維持及び地域産業の振興・発展に欠くことができない基盤事業であり、安全で良質な水道水を安定的に持続して供給していくという重要な役割を担っております。

美祢市水道事業では、平成26年度は美祢市水道ビジョンの事業計画に基づき、未普及対象事業である上水道拡張事業於福下地区、四郎ヶ原簡易水道及び川東簡易水道の簡易水道統合事業、美東簡易水道の水源増補事業及び秋吉簡易水道からの緊急連絡管の布設のほか、美東簡易水道及び秋吉簡易水道の硬度低減化事業を進めました。また、平成29年度から全簡易水道を上水道に統合するための変更認可を受けたものであります。

平成26年度決算の概要であります。新会計基準に基づいた決算であります。

まず、収益的収入であります。上水道事業収益は2億6,360万1,780円、美祢簡易水道事業収益は6,005万4,653円、美東簡易水道事業収益は9,107万6,468円、秋吉簡易水道収益は9,514万2,486円など、収入の合計は、7億7,050万2,842円であります。

次に、収益的支出であります。上水道事業費は2億7,782万3,644円、

美祢簡易水道事業費は1億2,469万6,370円、美東簡易水道事業費は9,434万1,026円、秋吉簡易水道事業費は1億5,170万6,690円で、支出の合計は6億8,053万7,946円であります。

この結果、平成26年度の収益的収支は8,996万4,896円の利益となり、消費税差し引き後は、当年度純利益が7,835万568円となりました。

この純利益に前年度繰越利益剰余金1,426万3,738円と、会計制度変更により移行処理を行うその他未処分利益剰余金変動額9億4,378万3,457円を合計した、当年度未処分利益剰余金は、10億3,639万7,763円となるものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入額1億7,989万4,160円に対し、支出額は4億8,120万6,779円となり、収入額が支出額に不足する額3億131万2,619円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填したところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、上水道事業では、上水道区域拡張施設整備事業を4,974万5,232円、国行地区等の配水管布設替え等工事2,506万8,960円を行いました。

次に、簡易水道事業であります。主なものを申し上げますと、四郎ヶ原簡易水道及び川東簡易水道の簡水統合事業に2,456万2,440円、美東簡易水道水源増補事業に1,857万8,160円、美東・秋吉簡易水道緊急連絡管布設工事988万6,320円、麻生簡易水道、美東簡易水道及び別府簡易水道等の配水管布設替え事業に7,704万6,120円を支出しました。

以上で、平成26年度美祢市水道事業会計決算について御説明を申し上げますが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願いするものであります。

議案第67号は、平成26年度美祢市公共下水道事業会計の剰余金処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

新会計基準に基づいた平成26年度の美祢市公共下水道事業会計決算では、会計制度変更の移行処理によるその他の未処分利益剰余金変動額1億571万1,

071円、当年度純利益2億173万4,799円、及び前年度繰越利益剰余金3,078万7,129円を合わせた額は、3億3,823万2,999円であります。

この未処分利益剰余金のうち、資本的収入が資本的支出に不足する額を補填した額の9,660万7,255円、及び会計制度移行処理による、その他の未処分利益剰余金変動額の1億571万1,071円の合計2億231万8,326円を資本金に組み入れ、この処分による残余の1億3,591万4,673円を繰越利益剰余金とするものであります。

議案第68号は、平成26年度美祢市公共下水道事業会計決算についてであります。

公共下水道事業は、「循環のみち下水道」実現を目指し、事業を進めてまいっております。平成26年度から浄化センター等の長寿命化計画に基づく工事を行っているものであります。

では、平成26年度決算の概要であります。

まず、収益的収入及び支出であります。下水道事業収益は8億1,346万9,152円であります。

次に、支出額は6億1,625万2,151円であります。

この結果、平成26年度の収益的収支は1億9,721万7,001円の利益となり、消費税差し引き後は、当年度純利益2億173万4,799円となりました。

この純利益と繰越利益剰余金3,078万7,129円、及び会計制度変更により生じたその他未処分利益剰余金変動額1億571万1,071円を併せると、当年度未処分利益剰余金は3億3,823万2,999円となるものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入2億9,605万6,100円に対し、支出は4億6,609万5,919円となり、収入額が支出額に不足する額1億7,003万9,819円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額不足額451万7,798円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金7,795万362円、及び当年度利益剰余金処分額9,660万7,255円で補填したところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、美祢市浄化センターほか長寿命化計画による沈砂池設備及び汚泥濃縮設備の更新により、1,390万円、管渠布設では下村準幹線、曾根工業団地枝線及び重安地区枝線布設に4,250万3,400円の

工事請負費を執行し、公共下水道の拡張を進めてまいりました。

以上、平成26年度美祢市公共下水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願いをします。

議案第69号は、平成26年度美祢市病院等事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

平成26年度の美祢市病院等事業は、医師を初めとする医療スタッフ不足など、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域に密着し、地域のニーズに合った運営を目指し、安全で質の高い医療・介護サービスの提供に引き続き努めてまいりました。

それでは、平成26年度の病院等事業の実績について御説明いたします。

まず、業務量につきまして、美祢市立病院におきましては、入院が4万3,781人、外来が4万7,326人、美祢市立美東病院におきましては、入院が3万330人、外来が3万2,272人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢におきまして、短期入所を含む入所が2万5,140人、通所が4,639人、また美祢市訪問看護ステーションの利用者は4,846人となっております。

次に、決算額について御説明いたしますと、収益的収支におきまして、収入では、病院事業収益35億5,158万8,670円、介護老人保健施設事業収益3億7,173万9,361円、訪問看護事業収益4,502万3,896円で、総額39億4,827万577円となりました。

一方、支出では、病院事業費用42億9,647万6,095円、介護老人保健施設事業費用4億9,056万4,713円、訪問看護事業費用5,093万2,813円で、総額48億1,789万2,271円となりました。

なお、平成26年度から新会計制度に移行したことに伴い、病院事業局に所属する職員に係る退職給付引当金等を特別損失として、9億2,345万4,000円を費用計上しているものであります。

この結果、損益計算書において、8億6,962万1,694円の当年度純損失を生じ、この純損失と前年度繰越欠損金14億5,762万8,022円、また、新会計制度において、補助金等により取得した固定資産の償却制度見直しに伴う移行処理として、その他未処分利益剰余金変動額として、21億5,016万9,

435円を加えた結果、1億7,708万281円が当年度未処理欠損金となります。

この処理につきましては、全額を翌年度繰越欠損金とするものであります。

次に、資本的収支であります。収入では、病院事業資本的収入として、企業債が5,810万円、負担金が1億8,176万4,000円で、合計2億3,986万4,000円となり、介護老人保健施設事業資本的収入として、企業債が260万円、出資金が3,000万円で、合計3,260万円となり、収入の総額は2億7,246万4,000円となりました。

一方、支出では、病院事業資本的支出として、建設改良費が8,939万6,533円、企業債償還金が2億8,479万7,493円で、合計が3億7,419万4,026円となり、介護老人保健施設事業資本的支出として、建設改良費が299万9,160円、企業債償還金が2,770万4,442円となり、支出の総額は4億489万7,628円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,243万3,628円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

病院事業を取り巻く環境は、医療制度の改革や医師不足及び看護師不足の影響等から、誠に厳しいものがありますが、市民の方が市立病院等に期待する役割に的確に対応できるように一体的な経営による経営の効率化と経営基盤の強化について、職員一人ひとりがその自覚を持ち、市民の皆様が安心して適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、平成26年度美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第70号は、平成27年度美祢市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、今後の業務を推進する上で、緊急に必要な経費を追加計上するものであります。

では、歳出予算から御説明いたします。

まず、総務費の総務管理費において、地方公務員法の改正に伴う人事評価制度の導入に当たり、制度の意義や目的の共通認識を図るための職員研修に係る経費として、43万2,000円を追加計上いたしております。

また、ふるさと美祢応援寄附金事業において、本年度の寄附金額の実績に鑑み、寄附金額を増額するとともに、制度改正や寄附者のニーズに適切に対応し、事業を円滑に推進するためのふるさと納税システム導入にかかわる経費、合わせて、6,263万8,000円を追加計上いたしております。

次に、民生費において、介護保険システム改修にかかわる国庫補助金額の確定等に伴い、介護保険事業特別会計に対する繰出金を251万2,000円減額いたしております。

次に、農林費の農業費において、桂岩ふれあいセンター及び虹工房に設置してあります汚水処理用ポンプ並びに井戸水薬注ポンプが経年劣化により故障しているため、修繕に要する経費として、68万4,000円を追加計上いたしております。

また、農業競争力強化基盤整備事業における梅香、第13営農区、中辺の暗渠排水設置事業実施計画書策定に当たり、当初予定していなかった環境調査業務が必要となったことから、調査に要する経費200万円を追加計上いたしております。

また、林業費において、山口県農林技術総合センター育成業務課の廃止により、山焼き事業における市の防火線設置面積及び火入れ延長が増加したことに伴い、75万円を追加計上いたしております。

また、やまぐち森林づくり県民税を財源とした、繁茂竹林の伐採などを行う、地域が育む豊かな森林づくり推進事業の内示額が県から示されたことに伴い、事業実施に係る経費として、500万円を追加計上いたしております。

次に、教育費の小学校費及び保健体育費において、現在、市が進めております共同調理場の適正化について、このたび、豊田前共同調理場を厚保共同調理場に統合する協議が整ったことに伴い、統合にかかわる備品等の追加や施設の改修のため、小学校費において255万8,000円、保健体育費において706万9,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

また、社会教育費において、現在、於福児童クラブが利用しております於福公民館の視聴覚室に設置のエアコンが老朽化により故障しているため、修繕に要する経費として、96万2,000円を追加計上いたしております。

次に、災害復旧費において、本年7月16日から17日にかけての台風11号による降雨により、林道荒ヶ峠線ののり面が崩壊し、通行不能となっているため、復旧に要する経費800万円を追加計上いたしております。

なお、降雨量が基準値を超えているため、国庫補助対象事業となります。

一方、歳入におきましては、県支出金、寄附金、市債を1億4,610万円追加するとともに、繰入金を5,851万9,000円減額いたしております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8,758万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、159億7,039万9,000円といたすものであります。

次に、地方債の補正であります。農業施設整備事業債、秋吉台山焼き事業債、農林施設補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債において変更するものであります。

議案第71号は、平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、まず、歳出につきましては、総務費において、介護報酬改定による電算システム改修にかかわる国庫補助金の内示に伴い、財源補正を行い、国庫支出金を250万円追加するとともに、一般財源を同額、減額いたしております。

また、基金積立金において、介護給付費準備基金積立金に29万円を積み立てるとともに、諸支出金において、平成26年度事業の精算の結果、超過交付となった過年度国県補助金等精算返還金2,391万8,000円を追加計上いたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金を追加し、繰入金を減額するとともに、繰越金を一般財源として充当することといたしております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,420万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、33億3,820万3,000円といたすものであります。

議案第72号は、美祢市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、本年10月5日から一部施行されることに伴い、改正するものであります。

主な内容は、市が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、

情報提供等記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置を講ずることなど、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成28年1月1日から施行しますが、一部、法の施行期日に合わせて、公布の日及び平成27年10月5日から施行するものであります。

議案第73号は、美祢市手数料条例の一部改正についてであります。

これは、社会保障・税番号制度導入のための番号関連4法が平成25年5月31日に公布され、このうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成27年10月5日に施行されることに伴い、社会保障・税番号制度にかかわる通知カード及び個人番号カードの再交付手数料に関する規定を追加するなどの改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとし、通知カードの再交付に関する規定は平成27年10月5日から、住民基本台帳カードの交付に関する規定の削除と個人番号カードの再交付に関する規定は平成28年1月1日から施行するものであります。

議案第74号は、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、大嶺小学校グラウンドに、かねてから要望のあった夜間照明施設を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成27年10月1日から施行するものであります。

議案第75号は、美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布・施行され、家庭的保育事業等に係る保育士の数の算定について、当該保育所に勤務する保健師または看護師に加え、准看護師についても、保育士とみなすことができるとされたものであり、本条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第76号は、美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

美祢市地域活動支援センターは、障害者（児）が自立した日常生活や社会生活が

営めるよう支援する施設として、創作的活動・生産活動の機会や社会との交流の場を提供するものであり、現在は、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営を行っているところであります。

当該センターは、市内に2施設、一つは伊佐町伊佐の「ひので」、もう一つは、秋芳町嘉万の「あじさい」、この二つを設置しているところでありますが、このうち、「あじさい」については、平成26年4月以降現在に至るまで、利用者・登録者がなく、この現状を踏まえ、指定管理者である美祢市社会福祉協議会より当該施設の今後の管理運営について協議の申し出がありました。

これを受けまして、今後の利用者の推移や代替施設の対応、また、施設の老朽化に伴う維持管理費等、協議・精査を行った結果、効率的に障害福祉サービスを提供する観点からも、当該施設を廃止することが適当であると判断しましたので、本条例について所要の改正を行うものであります。

議案第77号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、平成27年12月31日をもって、人権擁護委員のうち、小林法子氏、宮川淳子氏及び石井喜久美氏が任期満了となりますため、小林法子氏、宮川淳子氏を再任候補者とし、岡崎幸子氏を新任候補者として、それぞれ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出いたしました、報告1件、議案13件について御説明申し上げましたけれども、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、報告及び議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第9号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第9号を終わります。

日程第4、議案第65号平成26年度美祢市水道事業剰余金の処分についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第5、議案第66号平成26年度美祢市水道事業会計決算の認定についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第6、議案第67号平成26年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分につい
ての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第7、議案第68号平成26年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定につ
いての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第8、議案第69号平成26年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第9、議案第70号平成27年度美祢市一般会計補正予算（第3号）の質疑
を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第10、議案第71号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第72号美祢市個人情報保護条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） お尋ねいたします。全戸配布で、このような物が配布されますが、マイナンバー制度がスタートするということで、その内容の中で申請が必要な方とありまして、ひとり暮らしで、長期間、医療機関、施設に入院、入所されている方は申請が要るのかどうかということ、どのような手続と、申請の方法とか、これをしない場合はどうなるかということをお尋ねいたします。管轄ではありませんが——ちょっと、委員会が管轄ではありますが、ちょっと本日お聞かせ願いたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 違う質問、違う質問、この議案に対する質問じゃないよということ。これ言うてええか。ちょっと質問の内容が違うよと言ってあげて……。

大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） ただいまの三好議員の御質問ですけど、今の議案提出をしておるのは、個人情報保護条例に関します条例改正についてでありまして、今、三好議員の質問されておりますマイナンバー法に関する届け出のですね、住所変更等の届け出に関しましては、この議案とは全く内容が違いますので、この件に関しましては、市民福祉部のほうが管轄しておりますので、ちょっと、そちらのほうから説明させましょうか。

○議長（秋山哲朗君） 質問の内容が違うから、答えるのもおかしい。答えるほうがいいんじゃない。

○総務部次長（大野義昭君） ちょっと質問の内容が違うということで御理解願いたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員、よろしいですか。また、質問ですか。

○8番（三好睦子君） そしたら、これに関係した議案で、これは73号になるんでしょうか。全く関係ないんでしょうか。でも、個人、マイナンバーの制度がスタートするということで、72と73に関連があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） もう一遍よく説明してあげて。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

この件につきまして、手数料の条例とも関係はございませんが、マイナンバー制度として、通知カードというのが10月に送付されるわけですが、これは基本的に住民票のある住所に送られるということになります。そのために、住民票のある住所にお住まいでない方、例えば、病院に入ってる方、もしくは親族の家に住所を置かれてる方、そういう方につきましては郵便が届かないということがございます。そのために、郵送もしくは窓口へ届け出をしていただいて、実際いらっしゃるところに、その通知カードをお送りするという形のものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 今、特別に答弁させましたけども、この議案72号と73号につきまして、今、三好議員の質問とちょっと違いますので、もう少しちょっと勉強されて、質問をされたらいいんじゃないかと思っております。よろしいですか。いいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第73号美祢市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第74号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第75号美祢市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第76号美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第77号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。萬代議員。

○7番（萬代泰生君） この議案第77号の人権擁護委員の推薦についてということですが、簡単で結構ですので、この推薦をどういうふうな基準に基づいてされているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） ただいまの萬代議員の御質問にお答えをいたします。

人権擁護委員を置くことに関しましては、人権擁護委員法に規定をされておりました、市町村の推薦した方の中から法務大臣が委嘱するものであります。全国には1万4,000名ほどおられまして、本市では12名が委嘱をされておるところでございます。

この推薦に当たりまして、要件でございますが、当該市町村の選挙権を有する住民でありまして、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解あるものとあります。具体的には、弁護士会を初め、婦人、労働者、青年等の団体で、直接または間接に人権擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員であること。あるいは、教育者、社会事業家、これは社会貢献をする活動、社会福祉事業をする方、また、報道新聞の業務に携わる方などが挙げられております。こういった方の中から、市がある程度目星をつけましてお話をさせていただきまして、これらの要件を満たす方の中から、このたびのように、議会の御意見を聞き、推薦をするものでございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第77号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。（発言する者あり）はい。（発言する者あり）何に対する意見ですか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほど議長が言われましたけど、勉強不足だと言われました。それって、人権にかかわることじゃないんでしょうか。私は私なりに勉強してきました。でも、しっかり勉強してと言われましたが、私は私なりに勉強して、市民の皆さんのこうした疑問もありましたので、それでお尋ねして、72と73では違っていましたが、この中に、それに該当するような項目がこれかなと思ひまして言いましたが、それは違つたは違つたでもいいですけど、勉強しっかりしてとか、そういうことは人権無視に——人権にかかわることではないでしょうか。お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも、この本会議場は議案に係る質疑でありますので、それから外れたら本当は質疑をさせません。けれども、三好議員のことを思いながら、執行部にあえて答弁をさせた次第であります。これは理解できませんか。はい、どうぞ。

○8番（三好睦子君） 答弁させていただいた議長の計らいはありがたく感謝しますが、勉強しっかりしろとか……。

○議長（秋山哲朗君） いやいや、まだ、言う意味がわかりませんか。

○8番（三好睦子君） 人権にかかわりませんか。

○議長（秋山哲朗君） いや、私が今言った、あなたの質問は場違いであるということ
とです。先ほど大野次長が答弁したとおりであります。もう一遍させましょうか。

○8番（三好睦子君） いえ、しっかりわかりましたが……。

○議長（秋山哲朗君） そういう、今、どこで、自分がどういう質問したらいいかとい
うのは、当然議員たる人間は初めから、この質問に入る前に勉強しておくべきだ
ということで、私はそのような指導をしました。何か間違ってますか。

○8番（三好睦子君） 私は、勉強不足かも知れませんが、勉強しっかりしろと、
そういったことは人権にかかわりませんかと言ってます。

○議長（秋山哲朗君） いや、私は違うと思います。もっと、勉強して、どこで、ど
ういう質問したらいいかというのが、あなたがもっと事前に勉強すべきだと思います。

○8番（三好睦子君） はい。それについては、しっかりと勉強します。

○議長（秋山哲朗君） しっかり、この議案については、事前に恐らく勉強しておら
れると思いますので、できれば、担当の所管のところに行って、こういう質問をす
るというようなことを聞かれたら、こういった、きょうのようなことは起こらない
というふうに、私は思ってます。よろしいですか。しっかり勉強してください。

どこまでいったかいの。（発言する者あり）はい。そうですか。

本日は、これにて散会いたします。

大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午前10時51分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年8月31日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

坪井康男

”

依 董